

住友電工・住友電工グループの皆さまへ

もし 親の介護が必要になったら・・・

あなたは「その日」に備えていますか？

介護は突然やってきます。

「考えてもいなかった」

ではすみません。

自転車事故を起こしたら・・・

いざというときの 補償をご案内 します。



団体総合生活補償保険

(MS&AD 型)

この保険は住友電気工業株式会社が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ引受保険会社に払い込みます。

なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

割引率

2023 年度割引率

傷害部分

約 **40.1%** 割引

- ・団体割引 30%
- ・損害率による割引 5%
- ・大口契約割引 10%を適用

疾病部分

33.5% 割引

- ・団体割引 30%
- ・損害率による割引 5%を適用

募集要領

- ▶ 申込締切日 **2023 年 10 月 20 日**(金)
- ▶ 保険期間 **2023 年 12 月 16 日**午後 4 時から
2024 年 12 月 16 日午後 4 時まで
- ▶ 保険料の払込方法 **2024 年 1 月**より毎月給与引き去り

本パンフレットには別冊「2023 年度住友電工・住友電工グループ団体総合生活補償保険 (MS&AD 型) 保険の概要、重要事項のご説明」(以下、「パンフレット別冊」といいます。)が付いています。お申込みの際には、必ずあわせてご確認ください。

住友電気工業株式会社

※本パンフレットでは「住友電気工業株式会社」を「住友電工」の名称にて記載しております。

万一、事故が起こった場合は

三井住友海上へのご連絡は 24 時間 365 日事故受付サービス

三井住友海上事故受付センター 0120-258-189 (無料)

事故の連絡は、インターネット事故受付が簡単・便利です。「**インターネット事故受付サービス**」はこちらから



団体総合生活補償保険の制度概要

この保険は、福利厚生制度の一環として、「大口契約のスケールメリット」を保険料に反映させた「団体契約」です。団体全体の加入者数・損害率により割引率が変わり、保険金額または保険料は毎年見直しされます。

* スケールメリットによる保険料割引率 **2023 年度割引率**

- ・ 傷害部分 **約 40.1%割引** (団体割引 30%、損害率による割引 5%、大口契約割引 10%を適用)
- ・ 疾病部分 **33.5%割引** (団体割引 30%、損害率による割引 5%を適用)

※「団体割引」は、前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

加入資格



【お申込人となれる方】

住友電工および住友電工グループ各社の役員・従業員

【被保険者(補償の対象者)本人^(*)となれる方】

住友電工および住友電工グループ各社の役員・従業員
およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹)

(*) 加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

加入方法



次のいずれかに該当する場合には、インターネットでのお手続き、もしくは「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- ・ この保険制度に新規加入される場合
- ・ 既にご加入の内容を変更してご継続される場合
(被保険者の変更、補償内容の変更 など)
- ・ 既にご加入されているがご継続されない場合

インターネットでのお手続きについて

配布されたチラシ掲載の QR コード (URL) からお手続きいただけます。

※一部契約方式によっては、インターネットにてお手続きいただけない場合があります。その場合は、下記の「加入申込票」にてお手続きください。

※インターネットでお手続きいただく場合、パンフレットに記載の「健康状況告知書」「加入申込票」「書面」等は実際の画面や項目名等、「記入」は「入力」等に読み替えてください。

加入申込票でのお手続きについて

配布された募集パンフレットに同封された加入申込票に必要事項をご記入いただき、下記提出先へ送付してください。

<提出先>

◆住友電工社員

株式会社 SEI プロスタッフス シェアードサービス部 損害保険担当まで提出ください。

●社内メール：大阪本社) SEI プロスタッフス
シェアードサービス部 損害保険担当宛

●郵便：〒541-0041 大阪市中央区北浜 4-5-33 住友ビル 6F
(株) SEI プロスタッフス
シェアードサービス部 損害保険担当宛

◆グループ会社社員

各社人事・総務担当 まで提出ください。

自動継続の取扱いについて



- ・ ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、前年ご加入の内容に応じたセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。)
- ・ 継続加入時に再告知をすることで、補償対象が広がる場合があります。(新たな告知内容に応じた条件で継続加入いただくことができます。) 詳しくは「パンフレット別冊」をご覧ください。
- ・ 保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

団体から脱退する場合の取扱い



社員が、退職・転籍もしくは死亡された場合は、当制度から脱退となります。この場合、配偶者・お子さま等ほかの加入者も同時に脱退となります。

退職後の保険につきましては、終身保障の医療保険への移行制度がありますので、代理店・扱者までご相談ください。

保険金の請求方法について



保険金を請求される場合は、右記 QR コードを読み取りください。事故の連絡は、インターネット事故受付が簡単・便利です。

「インターネット事故受付サービス」はこちらから。

※ 電話の場合は、下記にご連絡ください。

「三井住友海上事故受付センター」 0120-258-189 (無料)
(24 時間 365 日受付)

*「QR コード」は(株)デンソーウェブの登録商標です。



お問合わせ先 (保険の内容・お申込みに関して)

住友電設株式会社 保険部
(連絡先は本パンフレットの裏表紙をご参照ください。)

保険の特長

- ◆ **1 「日帰り入院」** から保険金をお支払いします。
短期の入院でもお役に立ちます。
- ◆ **2 「ケガ」** だけではなく **「病気」** による入院も補償します。
(病気による入院の補償は、病気・ケガ安心コース、病気安心コース(継続契約のみ)にご加入の場合のみ)
※ケガのみコースについては、「ケガのみ」の補償となり、「病気」については補償されません。
- ◆ **3 オプションで親御さまの介護** にかかる費用・**高度医療費用**※についてもカバーできます。
※**先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約**は、高額な技術等に対応しています。
※詳細は P10 および「パンフレット別冊」をご参照ください。
- ◆ **4 賠償セット** で自転車事故はもちろん、日常生活のさまざまな賠償リスクについて、**同居のご家族※が補償**されます。
日常生活賠償特約には示談交渉サービス付(日本国内のみ)で安心です。
※補償対象となるご家族の範囲は、「パンフレット別冊」をご参照ください。
- ◆ **5 加入手続きは簡単**。医師の診査は必要ありません。
健康状況についての簡単な自己告知をいただくだけです。
(「病気・ケガ安心コース」「医療補償充実プラン」「親介護補償プラン」にご加入の場合のみ)
- ◆ **6 定年退職時**には、簡易告知制度により**終身保障の医療保険に移行**できます。
- ◆ **7 日本国内・海外とも補償**します。
※オプションのうち賠償セットの日常生活賠償の一部、ホールインワン・アルバイトロス費用、医療補償充実プランは国内のみ補償となります。また、賠償セットの受託物賠償は、日本国内で受託された受託品に限ります。
※詳細は「パンフレット別冊」をご参照ください。
※保険金のお支払例は下記をご参照ください。



ご存知でしたか？

住友電工グループの団体契約はこんなに多くの皆さまにご加入・ご活用いただいております！

加入者数(被保険者数) **10,503**人
お支払保険金 **10,624**万円

(2023年6月末現在)

保険金お支払例

case01 Aさんは鼠径ヘルニアにより4日間入院。入院中1回手術を受け240,000円の保険金がお支払されました。

病気・ケガ安心コース B5 セット加入 支払合計 **240,000**円

内訳	疾病入院保険金	10,000円 × 4日	40,000円
	疾病手術保険金	10,000円 × 20倍 × 1回	200,000円

case02 テニスの練習中転倒し、右肘の肘頭を骨折。3日間の入院中に手術を受け、退院後90日通院合計194,500円の保険金がお支払されました。

ケガのみコース P1 セット加入 支払合計 **194,500**円

内訳	傷害入院保険金	2,500円 × 3日	7,500円
	傷害手術保険金	2,500円 × 10倍	25,000円
	傷害通院保険金	1,800円 × 90日	162,000円

最近の保険金お支払例

<傷病の原因>	<支払い保険金>
肝炎で入院・手術	580,000円
自転車と衝突、骨折して入院	315,000円
乳癌で入院・手術	273,000円

税法上の取扱い

(病気・ケガ安心コース、病気安心コース※1)

(2023年8月現在)

払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。

(注1) 傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。特に、「ケガのみコース」のセットの場合、保険料控除の対象となる保険料はありませんのでご注意ください。

(注2) なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

<保険料控除の例>

セット名：B2(47才の方の場合) 控除対象保険料 **13,680**円
(月払保険料：1,520円のうち
疾病部分保険料：1,140円 × 12か月)

月払保険料

病気の保険料 + ケガの保険料
(控除対象)※2 (控除対象外)

※1 病気安心コースは継続契約のみとなります。
※2 介護医療保険料控除対象額は加入セット・年齢によって異なります。

ライフステージに合わせた補償の選び方（おすすめのプラン）

年齢やライフステージが変われば、必要な補償やその額も大きく変わります。
 大切なのは、その時々自分に合った保険を選ぶことです。
 家族の構成や、生活環境が変化したときには、加入している保険の内容をよく確認し、
 その時々ニーズに適した保険に加入しましょう。

何に備えたいか？

入社したのでケガや病気に備えたい

結婚したから夫婦の備えを考えたい

子どもが生まれたから子どもの保険を追加したい

働き盛りの世代の万一に備えたい

子どもが独立したから補償を見直したい

退職後の収入を考え、補償を見直したい

保険選びの参考にしてください。



加入例

20代

30代

ライフステージに合わせて最適な保険に入りたい



入社

【24才独身】



結婚

【30才、妻28才】



ご本人さま



配偶者さま



お子さま



ご両親

おすすめのプラン内容

病気・ケガ安心コース	
Bセット	580円
医療補償充実プラン	
Qセット	70円
賠償セット	
Xセット	120円

病気・ケガ安心コース	
B1セット	1,040円
医療補償充実プラン	
Qセット	70円
賠償セット	
Xセット	120円

病気・ケガ安心コース	
Bセット	730円
医療補償充実プラン	
Qセット	70円

月払保険料

合計 770円

合計 2,030円

保険選びのポイント

保険加入は社会人としての責任

大切な家族を守るために

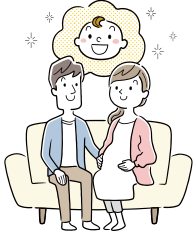
入社して間もなくは、慌ただしい日々を過ごしています。万一、他人に迷惑をかけたときに社会人としての責任を果たせるよう、保険の加入を検討しましょう。

結婚したら、配偶者の補償も必要になります。お互いが入っていた保険を確認し、補償内容の見直しをしましょう。

40代

50代

50代 60代~



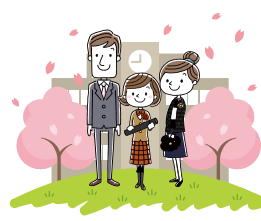
こども誕生

【32才、妻30才、お子さま1才】



住宅購入

【40才、妻38才、お子さま8才】
【父親64才、母親61才】



こども独立

【50才、妻48才、お子さま18才】
【父親74才、母親71才】



退職に向けて

病気・ケガ安心コース	
B2セット	1,220円
医療補償充実プラン	
Qセット	70円
賠償セット	
Xセット	120円
携行品損害	
Yセット	130円

病気・ケガ安心コース	
B3セット	1,440円
医療補償充実プラン	
Qセット	70円
賠償セット	
Xセット	120円
携行品損害	
Yセット	130円

病気・ケガ安心コース	
B4セット	2,490円
医療補償充実プラン	
Qセット	70円
賠償セット	
Xセット	120円
携行品損害	
Yセット	130円

➡ OB 制度継続 ➡

退職後の保険につきましては、69才までご加入できる退職者医療の保険（住友電工のみ）または、終身保障の医療保険への移行制度があります。代理店・扱者までご相談ください。

病気・ケガ安心コース	
B1セット	1,040円
医療補償充実プラン	
Qセット	70円
携行品損害	
Yセット	130円

病気・ケガ安心コース	
B1セット	1,070円
医療補償充実プラン	
Qセット	70円
携行品損害	
Yセット	130円

病気・ケガ安心コース	
B1セット	1,300円
医療補償充実プラン	
Qセット	70円
携行品損害	
Yセット	130円

👉 One Point Advice

病気・ケガ安心コースには死亡・後遺障害の補償がありません。年齢に関係なく、告知の必要がないケガのみコースの「傷害死亡・後遺障害上乗せ」を見直すタイミングでプラスすることで、万に備えることができます。

▶ P06

病気・ケガ安心コース	
Bセット	730円
医療補償充実プラン	
Qセット	70円

病気・ケガ安心コース	
Bセット	620円
医療補償充実プラン	
Qセット	70円

病気・ケガ安心コース	
Bセット	460円
医療補償充実プラン	
Qセット	70円

父	親介護補償プラン	
	K1セット	380円
母	親介護補償プラン	
	K1セット	380円

父	親介護補償プラン	
	K1セット	2,010円
母	親介護補償プラン	
	K1セット	2,010円

合計 3,580円

合計 4,480円

合計 8,860円

家族が増えたら補償も増やそう

家族が増えたら日常生活のリスクも高まります。ご家族全員のケガと病気に備えることも重要になります。

責任が重い年代に十分な補償を

ご両親の将来の介護についても考え始める年代となります。

年令を重ねた2人に必要な保険を

これまで以上にがんなどの病気が心配な年令に。また、こどもが独立して自由な時間が増えたら、改めて補償内容の見直しをしましょう。

病気・ケガ安心コース

基本セット



● 病気・ケガ安心コースで被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方の範囲は、住友電工および住友電工グループ各社の役員・従業員およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹)で、保険期間の開始時点(2023年12月16日)で生後15日~満89才の方かつ、健康に関する告知の結果、加入できると判定された方に限ります。(*) 加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

【複数のコース・セットにご加入される場合のご注意】

複数のコース・セットに加入される場合は、傷害入院保険金 30,000 円以下 (15 才未満は 15,000 円以下)、傷害通院保険金 20,000 円以下 (15 才未満は 10,000 円以下)、疾病入院保険金 30,000 円以下 (15 才未満は 20,000 円以下) となるようご注意ください。



突然のケガや病気の時も

慌てない、慌てない

Point

- 1 24 時間、国内・海外問わず補償
- 2 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガも補償
- 3 病気・ケガを問わず入院を補償
- 4 日帰り入院から保険金をお支払い
- 5 加入可能年齢は生後 15 日~満 89 才まで

基本セット

天災危険補償特約付

		Set B	Set B1	Set B2	Set B3	Set B4	Set B5	
保険金額	疾病/傷害入院保険金日額 病気やケガで入院したとき 支払対象期間 1,095 日 支払限度日数 180 日	初日から補償 1日につき	5,000 円	6,000 円	7,000 円	8,000 円	9,000 円	10,000 円
	疾病放射線治療保険金 病気で放射線治療を受けたとき	1回につき	50,000 円	60,000 円	70,000 円	80,000 円	90,000 円	100,000 円
	疾病手術保険金 ^(※1) 病気で手術を受けたとき		入院中に受けた手術の場合：疾病入院保険金日額の 20 倍 入院中以外の手術の場合：疾病入院保険金日額の 5 倍					
	傷害手術保険金 ケガで手術を受けたとき		入院中に受けた手術の場合：傷害入院保険金日額の 10 倍 入院中以外の手術の場合：傷害入院保険金日額の 5 倍					
介護一時金 (本人介護) ^(※2) 介護一時金支払特約 (フランチャイズ期間：30 日) ご本人の要介護状態が 30 日を超えて継続したとき		100 万円						
月払保険料	複数コースにご加入の場合、入院保険金日額に制限がある年齢	生後15日 ~ 4 才	730 円	870 円	1,020 円	1,160 円	1,310 円	1,460 円
	5 ~ 9 才	620 円	740 円	860 円	980 円	1,110 円	1,240 円	
	10 ~ 14 才	440 円	530 円	620 円	700 円	790 円	890 円	
	15 ~ 19 才	460 円	540 円	640 円	730 円	820 円	920 円	
	20 ~ 24 才	580 円	690 円	810 円	920 円	1,040 円	1,160 円	
	25 ~ 29 才	730 円	880 円	1,030 円	1,170 円	1,320 円	1,470 円	
	30 ~ 34 才	870 円	1,040 円	1,220 円	1,390 円	1,560 円	1,740 円	
	35 ~ 39 才	900 円	1,070 円	1,250 円	1,430 円	1,610 円	1,790 円	
	40 ~ 44 才	900 円	1,080 円	1,260 円	1,440 円	1,620 円	1,810 円	
	45 ~ 49 才	1,090 円	1,300 円	1,520 円	1,730 円	1,950 円	2,170 円	
	50 ~ 54 才	1,400 円	1,670 円	1,950 円	2,220 円	2,490 円	2,770 円	
	55 ~ 59 才	1,910 円	2,270 円	2,640 円	3,010 円	3,380 円	3,750 円	
	60 ~ 64 才	2,770 円	3,280 円	3,810 円	4,320 円	4,840 円	5,360 円	
	65 ~ 69 才	4,310 円	5,080 円	5,870 円	6,640 円	7,420 円	8,200 円	
70 ~ 74 才	6,580 円	7,700 円	8,820 円	9,930 円	11,050 円	12,180 円		
75 ~ 79 才	11,100 円	12,870 円	14,650 円	16,420 円	18,210 円	19,990 円		
満年齢 (2023年12月16日時点)	80 ~ 84 才	19,410 円	22,130 円	24,860 円	27,580 円	30,310 円	33,050 円	
	85 ~ 89 才	26,830 円	29,850 円	32,890 円	35,920 円	38,950 円	41,990 円	

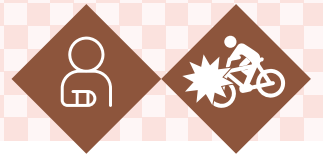
● 介護一時金は介護のため一時的に必要となる費用 (介護用品・住宅リフォーム費用等) に充当することを目的とした特約です。

(※1) 疾病手術保険金には「疾病手術保険金等支払倍率変更特約」がセットされています。

(※2) 介護一時金 (本人介護) には、「要介護 3 以上から要介護 2 以上への補償範囲拡大に関する特約 (介護一時金支払特約用)」がセットされています。

ケガのみコース

基本セット、傷害死亡・後遺障害上乗せ、交通事故傷害補償



●ケガのみコースで被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方の範囲は、住友電工および住友電工グループ各社の役員・従業員およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹)です。(*) 加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

【複数のコース・セットにご加入される場合のご注意】

複数のコース・セットに加入される場合は、傷害入院保険金 30,000 円以下 (15 才未満は 15,000 円以下)、傷害通院保険金 20,000 円以下 (15 才未満は 10,000 円以下)、疾病入院保険金 30,000 円以下 (15 才未満は 20,000 円以下) となるようご注意ください。



あなたの...そして家族の 突然のケガに備える

Point

- 1 24 時間、国内・海外問わず補償
- 2 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガも補償 (Set G・G1を除く)
- 3 年齢関係なく加入可能

基本セット

天災危険補償特約付

	Set S1	Set S2	Set S3	Set S4	Set P1	Set P2	Set P3	Set P4
傷害死亡・後遺障害保険金額 ケガで死亡または後遺障害が残ったとき	400 万円	800 万円	900 万円	1,300 万円	100 万円			
傷害入院保険金日額 ケガで入院したとき	3,800 円	7,000 円	3,800 円	7,000 円	2,500 円	4,000 円	4,200 円	5,000 円
支払対象期間 1,095 日 支払限度日数 180 日	初日から補償 1日につき							
傷害手術保険金 ケガで手術を受けたとき	入院中に受けた手術の場合：傷害入院保険金日額の 10 倍 入院中以外の手術の場合：傷害入院保険金日額の 5 倍							
傷害通院保険金日額 ケガで通院したとき	2,500 円	4,500 円	2,500 円	4,500 円	1,800 円	2,800 円	3,000 円	3,000 円
支払対象期間 180 日 支払限度日数 90 日	1日につき							
月払保険料	1,060 円	2,010 円	1,510 円	2,460 円	590 円	880 円	930 円	980 円

傷害死亡・後遺障害上乗せ

天災危険補償特約付

	Set U1	Set U2	Set U3	Set U4
傷害死亡・後遺障害保険金額 ケガで死亡または後遺障害が発生したとき	200 万円	400 万円	600 万円	800 万円
月払保険料	180 円	350 円	540 円	710 円

●病气・ケガ安心コース、ケガのみコース [基本セット]、[交通事故傷害補償] にプラスできます。

交通事故傷害補償

交通事故危険のみ補償特約付

	Set G	Set G1
傷害死亡・後遺障害保険金額 交通事故によるケガで死亡または後遺障害が発生したとき	300 万円	100 万円
傷害入院保険金日額 交通事故によるケガで入院したとき	2,500 円	6,000 円
支払対象期間 1,095 日 支払限度日数 180 日	初日から補償 1日につき	
傷害手術保険金 交通事故によるケガで手術を受けたとき	入院中に受けた手術の場合：傷害入院保険金日額の 10 倍 入院中以外の手術の場合：傷害入院保険金日額の 5 倍	
傷害通院保険金日額 交通事故によるケガで通院したとき	1,800 円	—
支払対象期間 180 日 支払限度日数 90 日	1日につき	
月払保険料	250 円	100 円

●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による「交通事故によるケガ」は補償の対象となりません。

生活補償オプション

※オプションのみのご加入はできません。

賠償セット(日常生活賠償+受託物賠償責任)、携行品損害、ホールインワン・アルバトロス費用



お金の負担、 こころの負担を軽くしましょう

Point

- 1 24 時間、国内・海外問わず補償
※ホールインワン・アルバトロス費用
および日常生活賠償の一部補償を除く
受託物賠償責任は日本国内での受託品
- 2 日常生活のさまざまな賠償リスクを補償
- 3 同居のご家族を補償
※賠償セットのみ

● 病気・ケガ安心コース (基本セット)、ケガのみコース (基本セット・交通事故傷害補償) にプラスできます。

賠償セット

(日常生活賠償+受託物賠償責任)
日本国内・海外とも補償 (※1)(※2)

		Set X	Set X1
保険金額	日常生活賠償保険金額	1 億円	3 億円
	受託物賠償責任保険金額 (免責金額 1 事故 5,000 円)	20 万円	—
月払保険料		120 円	110 円

X1 セットは、ケガのみコースの
交通事故傷害補償セットとの
組み合わせがおすすめです。



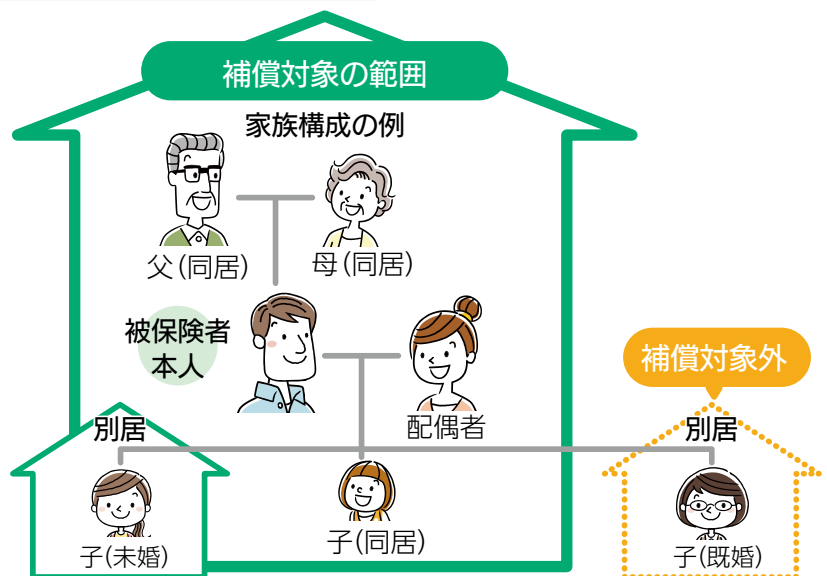
- オプションをセットされる場合は、補償内容が同様の保険契約 (団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。) が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によっては、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
- 日常生活賠償は示談交渉サービスを行いませんが、国内の事故のみが対象となります。(受託物賠償責任については示談交渉サービスはありません。)
- 日常生活賠償・受託物賠償責任の被保険者の範囲は下記をご参照ください。
(※1) 日常生活賠償は、一部国内のみ補償となります。
(※2) 受託物賠償責任は、日本国内で受託された受託品(他人から借りた物、預かった物)に限ります。対象外となる受託物については、別冊 8 ページをご参照ください。

日常生活賠償&受託物賠償責任の被保険者(補償の対象者)となる方の範囲

加入申込票の被保険者欄記載の方(本人)に加え、保険金支払事由発生時点において次の関係の方が被保険者(補償の対象者)となります。

- 本人の配偶者
- 同居の親族 (本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の 6 親等内の血族および 3 親等内の姻族)
- 別居の未婚の子 (本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚(注1)の子)
- 本人および(a)から(c)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(注2)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

(注1)「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
(注2) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の 6 親等内の血族、配偶者および 3 親等内の姻族に限ります。





携行品損害

日本国内・海外とも補償

		Set Y
保険金額	携行品損害保険金額 (免責金額 1 事故 3,000 円)	30 万円
	月払保険料	130 円

- カメラを誤って落として壊したときや、ハンドバッグをひったかれたときなどにお役に立ちます。
- 携行品損害は加入申込票に記名された方 1 名が被保険者(補償の対象者)となります。
- 補償対象外となる携行品については、別冊 8 ページをご参照ください。

ホールインワン・アルバトロス費用

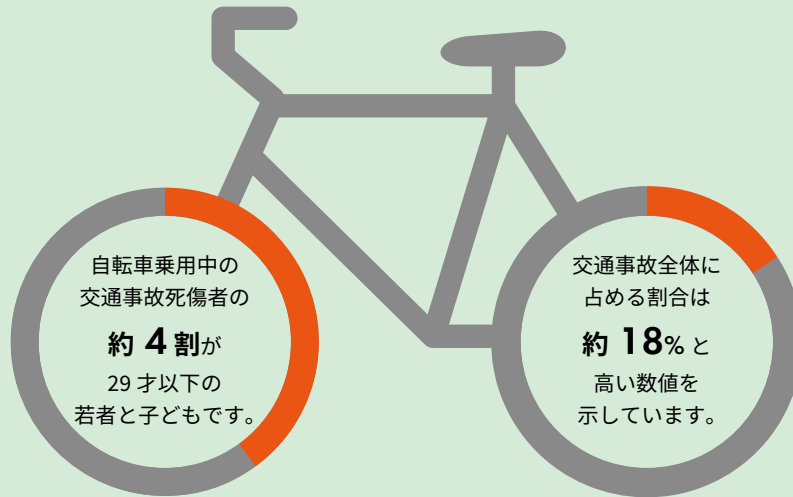
日本国内のみ補償

		Set Z
保険金額	ホールインワン・ アルバトロス費用保険金額	50 万円
	月払保険料	380 円

- ホールインワン・アルバトロス費用については加入申込票に記名された方 1 名が被保険者(補償の対象者)となります。
※原則としてセルフプレー中の達成は、保険金支払いの対象になりません。

自転車事故の負傷者数は

約 **6.8 万人**



出典：警視庁「令和 4 年中の交通事故の発生状況」

Topics
ご存知ですか?
自転車事故の危険

自転車事故の主な高額賠償事例

近年、自転車による高額賠償事故も相次いでいます。

事例 01

2008 年東京地裁判決

男子高校生が車道を横断し、対向車線の自転車の男性と衝突。被害者には後遺障害が残った。

賠償額※: 約 **9,300 万円**

事例 02

2013 年神戸地裁判決

小学生の児童が自転車で走行中に女性と衝突。被害者は意識が戻らない状態となった。

賠償額※: 約 **9,500 万円**

事例 03

2020 年高松高等裁判決

男子高校生が夜間、イヤホンで音楽を聴きながら無灯火で自転車を運転中に、パトカーの追跡を受けて逃走し、警察官と衝突。被害者は約 2 か月後に死亡した。

賠償額※: 約 **9,330 万円**

※: 判決文で加害者が支払いを命じられた金額です。

自転車利用者に対して「賠償責任保険等」の加入義務化が進められています。

「賠償責任保険等」の加入義務が**条例化**されている都道府県

宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、広島県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

※上記のほか、政令指定市では、岡山市において県に先行して義務条例を制定済み

その他、下記 10 都道府県が「賠償責任保険等」の加入を**努力義務**としています。

北海道、青森県、岩手県、茨城県、富山県、和歌山県、鳥取県、徳島県、高知県、佐賀県

出典：国土交通省 HP 自転車損害賠償責任保険等への加入促進について (令和 5 年 4 月 1 日現在)

医療補償オプション

※ オプションのみのご加入はできません。

親介護補償プラン (親介護一時金支払特約 **親介護**)、医療補償充実プラン (先進医療・拡大治療・患者申出療養費用保険金補償特約)



それは
ある日突然はじまります

Point

- 1 医師の診査は必要なし
※健康状況についての簡単な質問にご回答いただくだけ
- 2 親御さまの介護にかかる費用を一時金でお支払い。仕事と介護の両立に！
- 3 公的医療保険 (健康保険、国民健康保険等) の対象外となる高度医療に備えられます

親介護補償プラン

親介護一時金支払特約 **親介護**



Set K1

Set K2

保険金額	親介護一時金 (フランチャイズ期間: 30日) 特約被保険者 (親御さま) 1名あたり 要介護3以上から要介護2以上への補償範囲 拡大に関する特約 (介護一時金支払特約用) 付	200万円	300万円
	特約被保険者の年齢		
月払保険料	50 ~ 54 才	70円	110円
	55 ~ 59 才	160円	250円
	60 ~ 64 才	380円	560円
	65 ~ 69 才	890円	1,330円
	70 ~ 74 才	2,010円	3,010円
	75 ~ 79 才	4,470円	6,700円
	80 ~ 84 才	11,560円	17,340円
満年齢 (2023年12月16日時点)	85 ~ 89 才	23,340円	35,010円

要介護状態※が **30日** を超えて継続した場合に
親介護一時金額の全額を一時金として
お支払します。

※要介護状態とは、要介護2以上の状態をいいます。

- 20才から49才の方の保険料につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 介護のため一時的に必要な費用 (介護用品・住宅リフォーム費用等) に充当することを目的とした特約です。
- 病気・ケガ安心コース、ケガのみコース (基本セット) にプラスできます。
- 健康状況に関する質問にご回答いただけます。
(質問事項についてはP12をご覧ください)
親御さまに代わって基本セットにご加入の被保険者ご本人に代理でご署名いただけます。

特約被保険者となれる方の範囲

- ① 基本セットにご加入の被保険者本人の血族・姻族両親 (最大2名) (同居の有無は問いません)
- ② 上記に加えて、保険始期日時点で、満20才以上満89才以下の方で、健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方。

特約被保険者の範囲



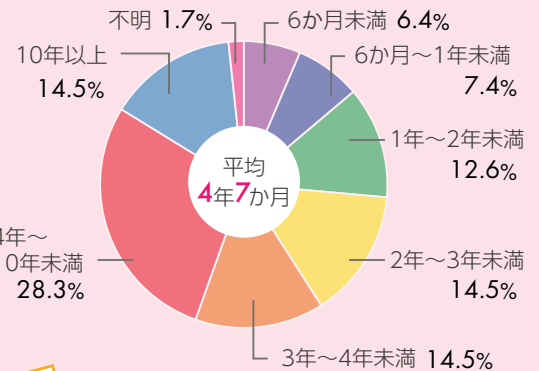
★2名ご加入の場合、同一のセットでのお引き受けとなります。



あなたは「その日」に備えていますか？

介護期間が長期にわたると、経済的な負担も重くのしかかってきます。

介護期間はいつまで続くの？



例えば

費用はいくらかかるの？

一時費用の合計

69万円

月々の費用 × 介護期間

7.8万円 × 4年7か月

親介護一時金をこれらの費用に充当

498万円

*生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」/平成30年度から作成



医療補償充実プラン

先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約



Set Q

保険金額	先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金額	1,000 万円
	月払保険料	70 円

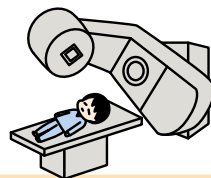


- 病気・ケガ安心コースにプラスできます。
- 医療機関で先進医療を受けるための交通費や宿泊費、ケガや病気の治療のために先進医療を受けた場合などにお役に立ちます。
- 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガも補償の対象となります。
- 日本国内のみの補償です。

補償内容のポイント

先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約とは？

先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約は、「先進医療」に加えて、「拡大治験」または「患者申出療養」に伴う費用を負担されたときも保険金のお支払いの対象になる特約です。



01 先進医療にかかる費用を補償します。

「先進医療」とは、治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。

02 拡大治験または患者申出療養も補償します。

「拡大治験」とは、生命に重大な影響がある重い病気の患者の救済を目的に、既存の治療法に有効なものが存在しないなどの限られた状況で、例外的に未承認薬または適応外薬の使用を認める制度です。「患者申出療養」も未承認薬などをいち早く使うための制度です。

下記は、「患者申出療養」制度を解説しています。なお、先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約においては、患者申出療養に該当しない場合には、支払対象外となります。

PickUp

困難な病気と闘う時の選択肢になる制度 患者申出療養について

患者申出療養は、困難な病気と闘う患者の思いに応えるため、先進的な医療について、患者の申出を起点とし、安全性・有効性等を確認しつつ、身近な医療機関で迅速に受けられるようにするものです。

未承認薬などをいち早く使いたい。

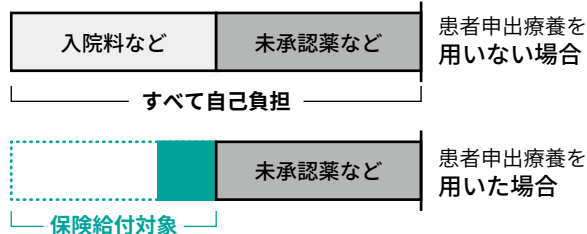
対象外になっているけれど治験を受けたい。

そんな患者さんたちの思いに応えるためにつくられた制度です。

患者さんからの申出を受け、医師や関連病院などが連携して、さまざまなケースについて対応できるかどうかを検討し、実施の可能性を探ります。

未承認薬などを治療で使うと全額自己負担となりますが、患者申出療養では保険給付の対象の分、自己負担が軽く済みます。

【患者さん負担のイメージ図】



保険給付の対象の分自己負担が軽く済みます

出典：厚生労働省「患者申出療養制度」
<https://www.mhlw.go.jp/moushideryouyou/>

医療補償充実プラン

Set Q

患者申出療養として実施された療養を受けたとき、自己負担となる費用*をお支払いします。

*保険金のお支払額は保険期間を通じ、1,000万円が限度となります。



継続契約の方で
先進医療・拡大治療・患者
申出療養費用を新規に
ご加入される場合は、
「健康状況告知書
質問事項回答欄」に
ご記入が必要となります。

ご回答は加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

- 「パンフレット別冊」の「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。
- 「団体総合生活補償保険 (MS&AD型)」にお申込みいただく際には、下記の質問事項につき正確にご回答ください。
この質問事項に対するご回答が事実と相違する場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 「疾病補償」または「本人介護補償」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入する場合で保険金額の増額など補償内容を拡大する契約条件の変更を伴う方は、下記の質問事項につきご回答ください。
- 下記の質問事項には、被保険者(補償の対象者)ご自身がお答えください。*(*)
- (*)告知時における被保険者の年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がお答えください。
- 下表に記載がある傷害や疾病については告知は不要です。

告知対象外となる 傷害・疾病一覧	<ul style="list-style-type: none"> ●ケガ* ●正常分娩 ※以下については、疾病として告知対象となります。 脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むちうち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症(ギックリ腰)、半月板損傷、ばね指(手指屈筋腱腱鞘炎)、骨関節炎、関節内障、変形性関節症、頭部外傷後遺症、脳挫傷
---------------------	---

「疾病補償」に新たにお申込みいただく方、または加入内容の変更に伴い告知いただく方で、継続後の契約に「疾病補償」のセットが含まれている場合は、下記の質問につきご回答ください。

質問 ① 次のいずれかに該当しますか。(ケガおよび正常分娩による入院・手術・再検査等*は除きます。)

①告知日(ご記入日)現在、病気のため入院しているか、入院・手術・再検査等*をすすめられている。
 ②告知日(ご記入日)より過去2年以内に病気で、継続して14日以上入院をしたことがある。
 ※再検査等とは、医師から病気による入院・手術のために受検の指示を受けたものをいい、精密検査等を含みます。
 なお健康診断や人間ドックにおける「要再検査」等の結果は含みません。

はい

質問 ② 告知日(ご記入日)より過去2年以内に以下のいずれかの病気と医師に診断されたり、医師による検査*治療(投薬を含みます)を受けたことがある、または受けるように指導されたことがありますか。

①「がん」、「上皮内がん」 ②「糖尿病」、「高血糖症」、「耐糖能異常」 ③「精神の病気(アルコール・薬物依存を含みます)」
 ※検査結果が異常なしだった場合は「いいえ」となります。ただし、検査の結果が判明していない場合や経過観察中の場合は「はい」となります。

はい

*「本人介護補償」がない契約をお申込みの方は回答不要です。

質問 ③ 次のいずれかに該当しますか。

①歩行、寝返り、立ち上がり、入浴、排せつ、食事および衣類の着脱のいずれかの行為の際に、他人の介護が必要である。
 ②公的介護保険制度において要介護認定申請をしたことがある。
 ③告知日(ご記入日)より過去2年以内に、医師により、右表の「疾病・症状一覧(介護)」の記載の病気や症状と診断されたことがある。

はい

お引受けできません

質問①から質問②、質問③に対する回答で「はい」がない場合、お引受けします

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

継続加入いただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されている場合があります。現在ご加入いただいている契約の加入者証や加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群*1については、保険金をお支払いしません。

各疾病コードに属する疾病・症状は、引受保険会社のホームページ、「ご契約のしおり普通保険約款・特約」または「加入者証」に記載されている「疾病・症状一覧表」をご確認ください。

引受保険会社のホームページへは、右記のQRコード*2からアクセスいただけます。

※1 お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。

※2 QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

ご継続時にはあらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。あらためて告知を行う場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。



<告知の結果、お引受けできる場合>

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。

加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名(カナ)が表示されている場合は二重線で削除し訂正署名をしたうえで、ご加入後の補償内容に応じた質問事項に回答ください。

なお、条件を削除して継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。

※インターネットでお手続きいただく場合、「質問」の回答がすべて「いいえ」の場合、「疾病コード、疾病・症状欄」が自動的にクリアされます。

<告知の結果、お引受けできない場合>

ご加入を継続いただくことができません。

ご不明な点がございましたら、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

ご回答は加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

- 「パンフレット別冊」の「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。
- 「親介護補償プラン」にお申込みいただく方、および継続して加入する場合で保険金額の増額など補償内容を拡大する加入内容の変更を伴う方は、下記の質問事項につきご回答ください。
この質問事項に対するご回答が事実と相違する場合、保険金をお支払いしないことがありますのでご注意ください。
- 下記の質問事項には、介護を受ける方^(*)（特約被保険者）に現時点の健康状況をご確認のうえご回答ください。^(**)
また、ご確認方法を選択してください。
（*）基本部分の被保険者の親御様（姻族を含みます。）をいいます。
（**）基本部分の被保険者ご本人が介護を受ける方^(*)を代理して、ご回答いただけます。
なお、告知時における基本部分の被保険者の年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれかの方がお答えください。
- 下記質問の回答が「はい」の場合、お引受けできません。ご了承ください。
*病気・症状名が判明しない場合は、病気・症状名が判明するまではお引受けできません。

質問

次のいずれかの項目に該当していますか。

- ①歩行、寝返り、立ち上がり、入浴、排せつ、食事および衣類の着脱のいずれかの行為の際に、他人の介護が必要である。
- ②公的介護保険制度において要介護認定申請をしたことがある。
- ③告知日（ご記入日）より過去2年以内に、医師により、下表の「疾病・症状一覧（介護）」記載の病気や症状と診断されたことがある。

確認方法

特約被保険者となる方（親御様）へのご確認方法を以下からご選択ください。（複数に該当する場合は、最も番号の若い（小さい）確認方法に○印をしてください。）
（選択肢）①対面 ②電話 ③FAX・郵送 ④電子メール等、②③以外の通信手段

疾病・症状一覧（介護）

脳血管系の病気等	●脳卒中（脳出血、くも膜下出血、脳梗塞（脳血栓、脳塞栓、脳軟化）等） ●脳虚血発作（一過性脳虚血発作（TIA）、可逆性虚血性神経障害（RIND）等） ●眼底出血（網膜出血、硝子体出血、網膜中心静脈閉塞症等）をいい、外傷性を除きます） ●脳動脈瘤 ●脳動静脈奇形
心臓系の病気等	●虚血性心疾患（狭心症、心筋梗塞、冠不全等） ●不整脈（心室細動、心房細動、心室頻拍、期外収縮等をいい、治療や経過観察を必要としない不整脈を除きます） ●心臓弁膜症（僧帽弁狭窄症、僧帽弁閉鎖不全症、大動脈弁狭窄症、大動脈弁閉鎖不全症等） ●心内膜炎 ●心肥大（心室肥大等） ●心不全 ●心筋症 ●動脈瘤
呼吸器系の病気等	●肺塞栓症（肺梗塞等） ●慢性閉塞性肺疾患（COPD）（肺気腫、慢性気管支炎） ●塵肺（珪肺症、アスベスト肺症等） ●肺線維症 ●気管支喘息（終診した小児喘息を除きます）
腎臓系の病気等	●慢性腎炎（増殖性腎炎、膜性腎症、IgA腎症等） ●腎不全 ●ネフローゼ症候群 ●人工透析治療を要するその他の腎臓疾患
肝臓系の病気等	●肝硬変 ●肝不全 ●慢性肝炎 ●B型肝炎* ●C型肝炎* *ウイルスキャリア（感染者）を含みます。
筋・骨格系の病気等	●後遺症の残る骨折（上肢の骨折を除きます） ●骨髄炎 ●骨粗しょう症 ●脊柱管狭窄症 ●変形関節症
悪性新生物	●悪性新生物（がん、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫をいい、上皮内新生物は除きます） ●脳腫瘍
その他	●糖尿病（インシュリン等の注射剤を投与している場合に限り） ●頭部外傷（後遺障害があると診断された場合に限り） ●膠原病（関節リウマチおよびリウマチ性疾患を含みます） ●正常圧水頭症 ●好酸球性筋膜炎 ●精神障害（アルツハイマー病や認知症、うつ病等の精神病や神経症、アルコール・薬物依存症を含みます） ・知的障害・発達障害（注） ●厚生労働省指定の公費助成対象の難病（告知日時点における特定疾患治療研究事業の対象として公費助成の対象となる難病をいい、難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）において規定する指定難病を含みます。具体的な病名は「難病情報センター」のホームページ（ http://www.nanbyou.or.jp ）等でご確認いただけます。これらの難病と診断された方は、都道府県への申請により医療受給者証の交付を受けることができますが、交付を受けていなくても告知の対象となりますので、ご注意ください。） （注）具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によります。

健康に関する告知は正確に記入してください。

記入された内容が事実と違っていた場合、保険金が支払われなかったり、加入が解除されたりすることがあります。
わからない点があれば、代理店・扱者に確認しましょう。



継続契約のご案内

●前年ご加入の内容に応じたセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。

※2023年度は[病気安心コース]については、新規募集は行っておりません。(ご継続のみ)

●病気安心コースで被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方の範囲は、住友電工および住友電工グループ各社の役員・従業員のお子さまで保険期間の開始時点(2023年12月16日)で、生後15日~満89才以下の方です。

(*)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

[病気安心コース]

		Set BE	Set BE1	Set BE2	Set BE3	Set BE4	Set BE5	
保険金額	疾病入院保険金日額 病気で入院したとき 支払対象期間 1,095日 支払限度日数 180日	5,000円	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円	10,000円	
	疾病放射線治療保険金 病気で放射線治療を受けたとき	50,000円	60,000円	70,000円	80,000円	90,000円	100,000円	
	疾病手術保険金 ※1 病気で手術を受けたとき	入院中に受けた手術の場合：疾病入院保険金日額の20倍 入院中以外の手術の場合：疾病入院保険金日額の5倍						
	介護一時金(本人介護) ※2 介護一時金支払特約(フランチャイズ期間：30日) ご本人の要介護状態が30日を超えて継続したとき	100万円						
月払保険料	生後15日 ~ 4才	460円	550円	640円	730円	820円	910円	
	5 ~ 9才	350円	420円	480円	550円	620円	690円	
	10 ~ 14才	170円	210円	240円	270円	300円	340円	
	15 ~ 19才	190円	220円	260円	300円	330円	370円	
	20 ~ 24才	310円	370円	430円	490円	550円	610円	
	満年齢 (2023年12月16日時点)	25 ~ 29才	460円	560円	650円	740円	830円	920円
	30 ~ 34才	600円	720円	840円	960円	1,070円	1,190円	

●35才から89才の方の保険料につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

●介護一時金は介護のため一時的に必要な費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。

※1 疾病手術保険金には、「疾病手術保険金等支払倍率変更特約」がセットされています。

※2 介護一時金(本人介護)には、「要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用)」がセットされています。

保険料シミュレーション

月々の保険料の計算シミュレーションシートです。ご利用ください。

充実補償タイプ

病気・ケガ安心コース

ケガのみコース

生活補償オプション

医療補償オプション

[基本セット] Set 円	+	[基本セット] Set 円	+	賠償セット 120円・110円 携行品損害 130円 ホールインワン・ アルバトロス費用 380円	+	医療補償 充実プラン 70円 親介護補償プラン Set 円	=	合計 円
----------------------	---	----------------------	---	--	---	--	---	------

傷害補償タイプ

ケガのみコース

生活補償オプション

医療補償オプション

[基本セット] Set 円	+	賠償セット 120円・110円 携行品損害 130円 ホールインワン・ アルバトロス費用 380円	+	親介護補償プラン Set 円	=	合計 円
----------------------	---	--	---	-------------------	---	------



Topic

保険プランの選び方



Point 1 入院保険金日額で選ぶ

入院保険金日額によって備えられるものが変わってきます。

備えたい目的に合わせプランを選びましょう

入院保険金日額 10,000 円	入院保険金日額 7,000 円以上	入院保険金日額 5,000 円以上	入院保険金日額 3,000 円以上
<ul style="list-style-type: none"> ・医療費の自己負担分 ・食事代 ・個室を利用したい ・差額ベッド代 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費の自己負担分 ・食事代 ・差額ベッド代 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費の自己負担分 ・食事代 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費の自己負担分
しっかり補償			最小限の補償



Point 2 生活のリスクを想定し、補償を選ぶ

保険選びから加入までで、いちばん大切なのは「人にまかせないこと」。

あとで「補償が足りない」などということにならないよう、じっくり検討したうえで加入しましょう。

STEP 1

現在の生活のリスクを 考えましょう

保険を選ぶときは、今の生活にどんなリスクがあるのかをチェックしてみましょう。

重篤な病気を患ったら...
手術や入院費用が払えるのか？

自転車事故を起こし...
相手に重傷を負わせたら？

病気やケガ、親の介護など
長期間休業で...
収入が減ってしまった時の
生活はどうなるのか？

**さまざまなリスクを
想定してみましょう**



STEP 2

パンフレットで 補償内容を確認しましょう

リスクがわかったら、そのリスクをカバーしてくれる保険について、パンフレットを自分できちんと読むことが大切です。

「保険料が安いから」などの理由で加入するのではなく、自分が望んでいる補償がきちんと備わっているか保険の内容をしっかりと理解しましょう。分からない点があれば、代理店・扱者に相談しましょう。



STEP 3

自分にピッタリの 保険を選びましょう

保険の内容を把握したら、自分に必要なプランを選んでいきます。本当にこの補償で十分なのか、オプションは足りているのかなど、加入する際にはじっくり検討して、自分と家族に合った補償内容を選びましょう。



住友電工グループ専用

自動車保険



大口団体割引

30%
適用!

※2023年7月1日～
2024年6月30日始期契約に適用
※大口団体割引は、保険金の支払状況
によって、毎年7月1日に見直され
ます

1. 5つの専用付帯サービスを、専用ダイヤルでワンストップでご提供!
2. 車両修理には、割安なリペアサービスあり!
3. 大口団割30%適用!

住友電設 保険部 HP からも見積依頼できます

まずはお見積りで、保険料を比較してください!



<https://www.sem.co.jp/hoken/>



QRコードでアクセス



★ご加入時に現金不要! 保険料は給与引き去りです。
お気軽に下記代理店までご連絡を! ★

ご相談・お問い合わせ先

代理店・扱者 住友電設株式会社 保険部 e-mail:hoken.osaka@sem.co.jp



大阪 〒550-8550 大阪市西区阿波座 2-1-4

TEL 06-6537-3840 FAX 06-6537-3849 スターネット 8-951-50-4450

名古屋 TEL 052-459-1625 FAX 052-459-1620 スターネット 8-951-50-4478

東京 TEL 03-3454-7339 FAX 03-3454-7522 スターネット 8-951-50-6406

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

関西企業営業第二部第三課

MS&AD INSURANCE GROUP

A23-200209

承認年月: 2023年9月

住友電工・住友電工グループ

団体総合生活補償保険（MS&AD型）

保険の概要、重要事項のご説明

2023年度パンフレット「団体総合生活補償保険（MS&AD型）」
およびこの「2023年度パンフレット別冊」は、保険期間終了まで
必ず一緒に保管ください。

※インターネットでお手続きいただく場合、「健康状況告知書」「加入申込票」
「書面」等は実際の画面や項目名等、「記入」は「入力」等に読み替えてください。



引受保険会社	三井住友海上火災保険株式会社
代理店・扱者	住友電設株式会社保険部
団体名	住友電気工業株式会社

保険の概要

※印を付した用語については、本別冊9ページ～10ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病入院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 欄外(☆)参照	保険期間の開始後 ^(*) に発病 [※] した病気 [※] のため、保険期間中に入院 [※] された場合（以下、この状態を「疾病入院」といいます。） （*）病気を補償するセットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	$\text{疾病入院保険金日額} \times \text{疾病入院の日数}$ （注1）疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間 [※] （1,095日）が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ・1回の疾病入院 [※] について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数 [※] （180日）に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 （注2）疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気 [※] を発病 [※] された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気[※] ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ●精神障害^{(*)1}およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱[※]、暴動による病気（テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）^{(*)2} ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気^{(*)2} ●妊娠または出産（「療養の給付」等^{(*)3}の対象となるべき期間については、保険金をお支払いします。） ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群[※]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの[※] ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気^{(*)4}（加入者証等に記載されます。） など （注）保険期間の開始時 ^{(*)5} より前に発病 [※] した病気 ^{(*)4} については保険金をお支払いしません。ただし、病気を補償するセットに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院 [※] を開始された日 ^{(*)6} からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。
疾病手術保険金 ★疾病補償特約 ☆疾病手術保険金等支払倍率変更特約セット ☆特定精神障害補償特約セット 欄外(☆)参照	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気 [※] の治療 [※] のために疾病入院保険金の支払対象期間 [※] （1,095日）中に手術 [※] を受けられたとき。 ②保険期間の開始後 ^(*) に発病 [※] した病気 [※] の治療のために、保険期間中に手術を受けられた場合 （*）病気を補償するセットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の手術 [※] について、次の額をお支払いします。 ①入院 [※] 中に受けた手術の場合 $\text{疾病入院保険金日額} \times 20$ ②①以外の手術の場合 $\text{疾病入院保険金日額} \times 5$ （注）次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとし、 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとし、 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療 [※] 過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	（*1）「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によります。（特定精神障害補償特約（自動的にセットされます。）のセット後の内容となります。） <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など （*2）これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 （*3）公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。 （*4）その病気と医学上因果関係がある病気 [※] を含みます。 （*5）病気を補償するセットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 （*6）疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
疾病放射線治療保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 欄外(☆)参照	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気 [※] の治療 [※] のために疾病入院保険金の支払対象期間 [※] （1,095日）中に放射線治療 [※] を受けられたとき。 ②保険期間の開始後 ^(*) に発病 [※] した病気 [※] の治療のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合 （*）病気を補償するセットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の放射線治療 [※] について、次の額をお支払いします。 $\text{疾病入院保険金日額} \times 10$ （注1）同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 （注2）疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、疾病放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、保険金をお支払いしません。	（*3）公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。 （*4）その病気と医学上因果関係がある病気 [※] を含みます。 （*5）病気を補償するセットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 （*6）疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

（☆）疾病保険金（疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金）

【継続加入において、継続前後でのご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

病気[※]を補償するセットに継続加入の場合で、被保険者が疾病入院^{(*)1}の原因となった病気^{(*)2}を発病[※]した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。

- ①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額
 - ②この保険契約のお支払条件で算出した金額
- ただし、病気^{(*)2}を発病した時が、その病気による入院^{(*)1}を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。

（*1）疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

（*2）疾病入院^{(*)1}の原因となった病気と医学上因果関係がある病気[※]を含みます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ [※] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 (注) G・G1セットには交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故 [※] によるケガに限り保険金をお支払いします。	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1) 傷害死亡保険金受取人 (定めなかった場合は被保険者の法定相続人) にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ[※] ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ● 自動車等[※]の無資格運転、酒気帯び運転[※]または麻薬等を使用しての運転中のケガ ● 脳疾患、病気[※]または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療[※]以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ● 戦争、その他の変乱[※]、暴動によるケガ (テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ (「病気・ケガ安心コース」・「ケガのみコース (G・G1セットを除く)」には天災危険補償特約がセットされているため、支払対象となります。) ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ● 原因がいかなるときでも、頸 (けい) 部症候群[※]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの[※] ● 入浴中の溺水[※] (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ● 原因がいかなるときでも、誤嚥 (えん) [※]によって発生した肺炎 ● 本別冊 8 ページの「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ● 本別冊 8 ページの「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ● 乗用具[※]を用いて競技等[※]をしている間のケガ
傷害後遺障害保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ [※] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害 [※] が発生した場合 (注) G・G1セットには交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故 [※] によるケガに限り保険金をお支払いします。	$\text{傷害死亡・後遺障害保険金額} \times \text{約款所定の}$ $\text{保険金支払割合 (4\% \sim 100\%)}$ (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療 [※] を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師 [※] の診断に基づき後遺障害 [※] の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあつた後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害・後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 原因がいかなるときでも、頸 (けい) 部症候群[※]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの[※] ● 入浴中の溺水[※] (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ● 原因がいかなるときでも、誤嚥 (えん) [※]によって発生した肺炎 ● 本別冊 8 ページの「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ● 本別冊 8 ページの「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ● 乗用具[※]を用いて競技等[※]をしている間のケガ
傷害入院保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ [※] のため、入院 [※] された場合 (以下、この状態を「傷害入院」といいます。) (注) G・G1セットには交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故 [※] によるケガに限り保険金をお支払いします。	$\text{傷害入院保険金日額} \times \text{傷害入院の日数}$ (注1) 傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間 [※] (1,095日) が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1 事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数 [※] (180日) に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ [※] を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	<ul style="list-style-type: none"> ● 原因がいかなるときでも、誤嚥 (えん) [※]によって発生した肺炎 ● 本別冊 8 ページの「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ● 本別冊 8 ページの「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ● 乗用具[※]を用いて競技等[※]をしている間のケガ
傷害手術保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ [※] の治療 [※] のため、傷害入院保険金の支払対象期間 [※] (1,095日) 中に手術 [※] を受けられた場合 (注) G・G1セットには交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故 [※] によるケガに限り保険金をお支払いします。	1 回の手術 [※] について、次の額をお支払いします。 ① 入院 [※] 中に受けた手術の場合 $\text{傷害入院保険金日額} \times 10$ ② ①以外の手術の場合 $\text{傷害入院保険金日額} \times 5$ (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1 回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療 [※] 過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	<交通事故危険のみ補償特約をセットする場合 (G・G1セット)> 上記に追加される事由 <ul style="list-style-type: none"> ● 交通乗用具[※]を用いて競技等[※]をしている間のケガ ● 職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ、および交通乗用具の修理、点検、整備または清掃作業中のケガ ● 職務または実習のための船舶搭乗中のケガ ● グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗中のケガ ● 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を操縦している間またはその航空機に職務として搭乗している間のケガ など 上記から除外される事由 <ul style="list-style-type: none"> ● 本別冊 8 ページの「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ● 本別冊 8 ページの「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ● 乗用具[※]を用いて競技等[※]をしている間のケガ

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害 保険 金 傷害通院保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ [※] のため、通院 [※] された場合（以下、この状態を「傷害通院」といいます。） （注1）通院されない場合で、骨折、脱臼、靭（じん）帯損傷等のケガを被った所定の部位 [※] を固定するために医師 [※] の指示によりギブス等 [※] を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。 （注2）Gセットには交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故 [※] によるケガに限り保険金をお支払いします。	$\text{傷害通院保険金日額} \times \text{傷害通院の日数}$ （注1）傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間 [※] （180日）が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数 [※] （90日）に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 （注2）傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 （注3）傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ [※] を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	（前記傷害保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」のとおり。）
介 護 一 時 金 本人介護 ★介護一時金支払特約 ☆要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）セット	保険期間中に、被保険者 ^(*) が要介護状態（要介護2以上の状態） [※] となり、30日を超えて継続した場合 （*）この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。 （注）【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】被保険者が要介護状態となった場合に補償するセットに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。	介護一時金額の全額 （注）介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ● 自動車等[※]の無資格運転、酒気帯び運転[※]中の事故による要介護状態 ● 麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態（ただし、治療[※]を目的として医師[※]がこれらのものをを用いた場合は、保険金をお支払いします。） ● アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態（ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。） ● 戦争、その他の変乱[※]、暴動による要介護状態（テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ● 原因がいかなくとも、頸（けい）部症候群[※]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの[※] ● 健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気（加入者証等に記載されます。その病気と医学上因果関係がある病気[※]を含みます。）による要介護状態 など （注）保険期間の開始時 ^(*1) より前に要介護状態の原因となった事由 ^(*2) が発生した場合は、保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由 ^(*2) が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、介護一時金をお支払いします。 （*1）この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 （*2）公的介護保険制度 [※] を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金</p> <p>★先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約</p> <p>☆特定精神障害補償特約セット</p>	<p>ケガ*または病気*の治療*のため、保険期間中に日本国内において先進医療（*1）、拡大治験（*2）または患者申出療養（*3）を受けた場合で、被保険者が先進医療、拡大治験または患者申出療養に伴う費用を負担されたとき。</p> <p>【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 先進医療、拡大治験または患者申出療養に伴う費用を補償するセットに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気（*4）を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。</p> <p>① ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>② この保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気（*4）を発病した時が、そのケガまたは病気によって先進医療、拡大治験または患者申出療養を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。</p> <p>（*1）「先進医療」とは、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの）に限ります。）をいいます。</p> <p>（*2）「拡大治験」とは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第17項に規定する治験に係る診療のうち、人道的見地から実施される治験（*5）をいいます。</p> <p>（*3）「患者申出療養」とは厚生労働省告示に基づき定められている患者申出療養をいいます。ただし、その療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院または診療所において行われるものに限ります。</p> <p>（*4）先進医療、拡大治験または患者申出療養の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。</p> <p>（*5）「人道的見地から実施される治験」とは医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年厚生省令第28号）第2条第25項、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成17年厚生労働省令第36号）第2条第25項または再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成26年厚生労働省令第89号）第2条第25項に規定する拡大治験をいいます。</p> <p>（注）医療技術、医療機関および適応症等が先進医療、拡大治験または患者申出療養に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療、拡大治験または患者申出療養の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療、拡大治験または患者申出療養に該当しない場合、お支払いの対象外となります。</p>	<p>被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払します。</p> <p>ア. 先進医療、拡大治験または患者申出療養に要する費用（基礎的療養部分に対し給付される保険外併用療養費（*）を除きます。）</p> <p>イ. 先進医療、拡大治験または患者申出療養を受けるための病院等との間の交通費（転院、退院のための交通費を含みます。）</p> <p>ウ. 先進医療、拡大治験または患者申出療養を受けるための宿泊費（1泊につき1万円限度）</p> <p>（*）これに相当する家族療養費を含みます。</p> <p>（注1）加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。</p> <p>（注2）保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金額が限度となります。</p> <p>（注3）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<p>【ケガの治療のため、先進医療、拡大治験または患者申出療養を受けた場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ● 自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用している運転中のケガ ● 脳疾患、病気*または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ● 戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ● 原因がいかなくなるまで、頸（けい）部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ● 入浴中の溺水*（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払します。） ● 原因がいかなくなるまで、誤嚥（えん）*によって発生した肺炎 ● 本別冊8ページの「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ● 本別冊8ページの「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ● 乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ <p>（注）細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。</p> <p>【病気の治療のため、先進医療、拡大治験または患者申出療養を受けた場合】</p> <p>疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」の（注）を次のとおり読み替えます。</p> <p>（注）保険期間の開始時（*5）より前に被ったケガまたは発病*した病気（*4）については保険金をお支払いしません。</p> <p>ただし、先進医療（*6）、拡大治験（*7）または患者申出療養（*8）に伴う費用を補償するセットに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気による先進医療、拡大治験または患者申出療養を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。</p> <p>（*4）その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。</p> <p>（*5）先進医療、拡大治験または患者申出療養に伴う費用を補償するセットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p> <p>（*6）「先進医療」とは、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの）に限ります。）をいいます。</p> <p>（*7）「拡大治験」とは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第17項に規定する治験に係る診療のうち、人道的見地から実施される治験（*9）をいいます。</p> <p>（*8）「患者申出療養」とは厚生労働省告示に基づき定められている患者申出療養をいいます。ただし、その療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院または診療所において行われるものに限ります。</p> <p>（*9）「人道的見地から実施される治験」とは医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年厚生省令第28号）第2条第25項、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成17年厚生労働省令第36号）第2条第25項または再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成26年厚生労働省令第89号）第2条第25項に規定する拡大治験をいいます。</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>日常生活賠償金</p> <p>★日常生活賠償特約</p>	<p>①保険期間中の次のア、またはイ。の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>②日本国内において保険期間中の次のア、またはイ。の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったことなどが原因で電車等（*1）を運行不能（*2）にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>ア. 本人の居住の用に供される住宅（*3）の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>イ. 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故</p> </div> <p>（*1）電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。</p> <p>（*2）正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。</p> <p>（*3）敷地内の動産および不動産を含みます。</p> <p>（注）被保険者の範囲は、本人、配偶者※、同居の親族および別居の未婚※の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限り、）を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額※（0円）</p> </div> <p>（注1）1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。</p> <p>（注2）損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。</p> <p>（注3）上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。</p> <p>（注4）日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。</p> <p>（注5）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ● 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ● 他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ● 被保険者と同居する親族※に対する損害賠償責任 ● 被保険者の使用人（家事使用人を除きます。）が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ● 第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ● 心神喪失に起因する損害賠償責任 ● 被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ● 自動車等※の車両（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ● 戦争、その他の変乱※、暴動による損害 ● 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性による損害 <p style="text-align: right;">など</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>受託物賠償責任保険</p> <p>★受託物賠償責任補償特約</p>	<p>保険期間中で、受託物（*1）を住宅内保管中または一時的に住宅外で管理している間に、損壊（*2）・紛失・盗難が生じ、受託物について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>（*1）「受託物」とは、被保険者が日本国内において、日常生活の必要に応じて他人（レンタル業者を含みます。）から預かった財産的価値を有する有体物をいいます。ただし、本別冊8ページの「補償対象外となる主な『受託物』」を除きます。</p> <p>（*2）「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐欺を含みません。</p> <p>（注）被保険者の範囲は、本人、配偶者*、同居の親族および別居の未婚*の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。）を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。</p>	<p>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額（*）+ 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額*（1回の事故につき5,000円）</p> <p>（*）被害受託物の時価額が限度となります。</p> <p>（注1）保険期間を通じ、受託物賠償責任保険金額がお支払いの限度となります。</p> <p>（注2）損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。</p> <p>（注3）上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払します。</p> <p>（注4）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意による損害 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用している運転中の事故による損害 ●自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●公権力の行使（差し押え・没収・破壊等）による損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない受託物の電氣的事故・機械的故障（故障等）による損害 ●受託物に発生した自然発火または自然爆発 ●風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（じん）その他これらに類するもの吹込みや漏入による損害 ●被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ●航空機、船舶（原動力がもっぱら人力であるものを含まません。）、銃器、職務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●被保険者と同居の親族*に対する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●引き渡し後に発見された損壊による損害賠償責任 ●受託物を使用不能にしたことによる損害賠償責任（収益減少等） ●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に受託物を使用したことに起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●本別冊8ページの「補償対象外となる主な『受託物』」の損害 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>携行品損害保険金</p> <p>★携行品損害補償特約</p> <p>☆新価保険特約（携行品損害補償特約用）セット</p>	<p>保険期間中の偶然な事故（盗難・破損・火災など）により、携行品（*1）に損害が発生した場合</p> <p>（*1）「携行品」とは、被保険者が住宅（敷地を含みます。）外において携行している被保険者所有の身の回り品（*2）をいいます。ただし、本別冊8ページの「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。</p> <p>（*2）「身の回り品」とは、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産（カメラ、衣類、レジャー用品等）をいいます。</p>	<p>損害の額 - 免責金額*（1回の事故につき3,000円）</p> <p>（注1）損害の額は、再調達価額*によって定めます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕する場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落（格落損）は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。</p> <p>（注2）損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等（鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。）もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。</p> <p>（注3）保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。</p> <p>（注4）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族*の故意による損害 ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用している運転中の事故による損害 ●公権力の行使（差し押え・没収・破壊等）による損害 ●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電氣的事故・機械的故障（故障等）による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。 ●携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に発生した損害を除きます。 ●携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害（テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●本別冊8ページの「補償対象外となる主な『携行品』」の損害 <p style="text-align: right;">など</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ホールインワン・アルバトロス費用保険金 ★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）	<p>日本国内のゴルフ場※において被保険者が達成した次のホールインワン※またはアルバトロス※について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払します。</p> <p>①次のアおよびイの両方が目撃※したホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>ア. 同伴競技者※ イ. 同伴競技者以外の第三者（同伴キャディ※等。具体的には次の方をいいます。）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に入りする造園業者・工業者 など</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(注) 原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、同伴キャディの目撃証明に替えて前記の目撃証明がある場合に限り保険金をお支払します。</p> </div> <p>②達成証明資料（*1）によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロスなお、対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー3 5以上の9ホールを正規にラウンドし、 ●1名以上の同伴競技者と共に（公式競技の場合は同伴競技者は不要です。）プレー中のホールインワンまたはアルバトロスで、 ●その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書（*2）により証明できるものに限ります。 <p>（*1）「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。</p> <p>（*2）「引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。</p> <p>(a) 同伴競技者 (b) 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者（達成証明資料がある場合は不要です） (c) ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者</p> <p>(注) この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットすることができません。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>次の費用のうち実際に支出した額</p> </div> <p>ア. 贈呈用記念品購入費用（*1） イ. 祝賀会に要する費用 ウ. ゴルフ場※に対する記念植樹費用 エ. 同伴キャディ※に対する祝儀 オ. その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護（*2）またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用、ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワン※またはアルバトロス※を記念して作成するモニュメント等の費用（ただし、保険金額の10%が限度となります。）</p> <p>（*1）贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含まれます。</p> <p>（*2）自然保護には、公益社団法人ゴルフ緑化促進会への寄付をご希望される場合などを含みます。</p> <p>(注1) 保険金のお支払額は、1回のホールインワンまたはアルバトロスごとにホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。</p> <p>(注2) ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数（引受保険会社、他の保険会社を問いません。）ご加入の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。</p> <p>(注3) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p> <p>(注4) 保険金のご請求には、引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書等の提出が必要となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●日本国外で達成したホールインワン※またはアルバトロス※ ●ゴルフ場※の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ●ゴルフ場の使用人（*）が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス <p style="text-align: right;">など</p> <p>（*）「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含みます。</p>

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明		
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セット）	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関与して行う暴力的行動をいいます。		
天災危険補償特約 (B.B1.B2.B3.B4.B5.S1.S2.S3.S4.P1.P2.P3.P4.U1.U2.U3.U4セット)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ※のときも、傷害保険金をお支払します。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">同様の取扱いとなる保険金</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">・先進医療・拡大治療・患者申出療養費用保険金</td> </tr> </table>	同様の取扱いとなる保険金	・先進医療・拡大治療・患者申出療養費用保険金
同様の取扱いとなる保険金	・先進医療・拡大治療・患者申出療養費用保険金		
疾病手術保険金等支払倍率変更特約 (B.B1.B2.B3.B4.B5.BE.BE1.BE2.BE3.BE4.BE5セット)	疾病手術保険金について、入院※中に受けた手術※の場合のお支払額を、[疾病入院保険金日額] × 2.0に変更します。		

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>親介護一時金</p> <p>親介護</p> <p>★親介護一時金支払特約</p> <p>☆要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約)セット</p>	<p>保険期間中に、特約被保険者(※)が要介護状態(要介護2以上の状態)※となり、30日を超えて継続した場合</p> <p>(※)普通保険約款の被保険者の親(姻族を含みます。)のうち、この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。</p> <p>(注1)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】</p> <p>親が要介護状態となった場合に補償するセットに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。</p> <p>①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>②この保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払します。</p> <p>(注2) 特約被保険者が保険金請求者となります。なお、特約被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求できることがあります。詳細は本別冊14ページ<代理請求人について>をご覧ください。</p>	<p>親介護一時金額の全額</p> <p>(注) 親介護一時金をお支払した場合、この特約は失効します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、特約被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ● 自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※中の事故による要介護状態 ● 麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態(ただし、治療※を目的として医師※がこれらのものをを用いた場合は、保険金をお支払します。) ● アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払します。) ● 戦争、その他の変乱※、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ● 原因がいかなくても、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ <p>など</p> <p>(注) 保険期間の開始時(※1)より前に要介護状態の原因となった事由(※2)が発生した場合は、保険金をお支払しません。</p> <p>ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由(※2)が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、親介護一時金をお支払します。</p> <p>(※1) この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p> <p>(※2) 公的介護保険制度※を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。</p>

補償対象外となる運動等
<p>山岳登山(※1)、リュージュ、ポプスレー、スケルトン、航空機(※2)操縦(※3)、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(※4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗</p> <p>その他これらに類する危険な運動</p> <p>(※1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。</p> <p>(※2) グライダーおよび飛行船は含みません。</p> <p>(※3) 職務として操縦する場合は含みません。</p> <p>(※4) モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。</p>

補償対象外となる職業
<p>オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士</p> <p>その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業</p>

補償対象外となる主な「携行品」
<p>船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機・自動車・原動機付自転車・雪上オートバイ・ゴーカートおよびこれらの付属品、自転車・ハングライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模型(無人機等を含みます。)、およびこれらの付属品、携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯式通信機器・ノートパソコン・その他の携帯式パソコン・ワープロ・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器、動物、植物、株券、有価証券(乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。)、印紙、切手、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー、漁具(釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます。)、稿本(本などの原稿)・設計書・図案・証書(運転免許証およびパスポートを含みます。)、帳簿・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勳章・き章・免許状その他これらに類する物(印章は補償の対象となります。)、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ</p> <p>など</p>

補償対象外となる主な「受託物」
<p>日本国外で受託した物、通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻、美術品、自動車(被牽(けん)引車を含みます。)、原動機付自転車・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機およびこれらの付属品、銃砲、刀剣、上記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、動物、植物等の生物、建物(畳、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。)、門、塀・垣、物置、車庫その他の付属建物</p> <p>など</p>

【※印の用語のご説明】

用語	説明						
あ							
アルパトロス	ホールインワン※以外で、各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。						
医学上因果関係がある病気	医学上重要な関係にある一連の病気※をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。						
医学的他覚所見のないもの	被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。						
医師	被保険者以外の医師をいいます。 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>特約名称</th> <th>特約固有の「医師」の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護一時金支払特約</td> <td>保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師</td> </tr> <tr> <td>親介護一時金支払特約</td> <td>保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師</td> </tr> </tbody> </table>	特約名称	特約固有の「医師」の範囲	介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師	親介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師
特約名称	特約固有の「医師」の範囲						
介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師						
親介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師						
1回の疾病入院	疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気※（これと医学上因果関係がある病気※を含みます。）によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。						
か							
ギプス等	ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸（けい）椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。）をいいます。						
競技等	競技、競争、興行（*）または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>試運転に訓練を含む特約（ただし、自動車等※の運転資格を取得するための訓練は含みません。）</td> </tr> <tr> <td>・交通事故危険のみ補償特約</td> </tr> </table> <p>（*）いずれもそのための練習を含みます。</p>	試運転に訓練を含む特約（ただし、自動車等※の運転資格を取得するための訓練は含みません。）	・交通事故危険のみ補償特約				
試運転に訓練を含む特約（ただし、自動車等※の運転資格を取得するための訓練は含みません。）							
・交通事故危険のみ補償特約							
頸（けい）部症候群	いわゆる「むちうち症」をいいます。						
ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状（*）を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。 ①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒 （*）継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。						
ケガを被った所定の部位	次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。 ・長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱 ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分（中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。）ただし、長管骨を含めギプス等※の固定具を装着した場合に限ります。 ・肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限ります。						
後遺障害	治療※の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※を除きます。						
交通事故	次の事故をいいます。 ①運行中の交通乗用具※との衝突、接触等（*） ②運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等（*） ③運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置またはその装置のある室内に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故（異常かつ危険な方法で搭乗している場合は含みません。） ④乗客として交通乗用具の改札口を入れてから改札口を出るまでの間の急激かつ偶然な外来の事故 ⑤道路通行中の、工作用自動車との衝突、接触等または工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故（*）（ただし、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車に限ります。） ⑥交通乗用具の火災 （*）立入禁止の工事現場内、建設現場内、レーシング場のサーキット内、鉄道敷地内等で、かつ、一般には開放されていない状況にある場所で発生した事故は除きます。						
交通乗用具	電車、自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車、自転車、航空機、ヨット、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、エレベーター等、特約に定められたものをいいます。						
公的介護保険制度	介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。						
誤嚥（えん）	食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。						
ゴルフ場	ホールインワン・アルパトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）においては、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための有料の施設で、9ホール以上を有するものをいいます。						
さ							
再調達価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。						
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。						
支払限度日数	支払対象期間※内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>適用される保険金の名称</th> </tr> <tr> <td>・傷害入院保険金 ・傷害通院保険金 ・疾病入院保険金</td> </tr> </table>	適用される保険金の名称	・傷害入院保険金 ・傷害通院保険金 ・疾病入院保険金				
適用される保険金の名称							
・傷害入院保険金 ・傷害通院保険金 ・疾病入院保険金							

用語	説明		
支払対象期間	<p>支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院※が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。</p> <table border="1"> <tr> <td>適用される保険金の名称</td> </tr> <tr> <td>・傷害入院保険金 ・傷害通院保険金 ・疾病入院保険金</td> </tr> </table>	適用される保険金の名称	・傷害入院保険金 ・傷害通院保険金 ・疾病入院保険金
適用される保険金の名称			
・傷害入院保険金 ・傷害通院保険金 ・疾病入院保険金			
酒気帯び運転	道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。		
手術	<p>次のいずれかに該当する診療行為をいいます。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（*1）。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。</p> <p>②先進医療※に該当する診療行為（*2）</p> <p>（*1）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。</p> <p>（*2）②の診療行為は、治療※を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りません。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。</p>		
乗用具	自動車等※、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。		
親族	6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族をいいます。		
先進医療	手術※または放射線治療※を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りません。）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。		
その他の変乱	外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。		
た			
治療	医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。		
通院	病院もしくは診療所に通い、または住診もしくは訪問診療により、治療※を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。		
溺水	水を吸引したことによる窒息をいいます。		
同伴キャディ	被保険者がホールインワン※またはアルバトロス※を達成したゴルフ場※に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。		
同伴競技者	被保険者がホールインワン※またはアルバトロス※を達成した時に、被保険者と同一組で競技していた方をいいます。		
な			
入院	自宅等での治療※が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。		
は			
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。		
発病	医師※が診断（*）した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。（*）人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。		
病気	被保険者が被ったケガ※以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。		
放射線治療	<p>次のいずれかに該当する診療行為をいいます。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為</p> <p>②先進医療※に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為</p> <p>（注）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。</p>		
ホールインワン	各ホール第1打が直接カップインすることをいいます。		
ま			
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。		
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。		
目撃	被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することをいいます。例えば、達成後に被保険者から呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません。		
や			
要介護状態（要介護2以上の状態）	<p>次のいずれかに該当する状態をいいます。</p> <p>①公的介護保険制度※の第1号被保険者（65才以上） 要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態</p> <p>②公的介護保険制度の第2号被保険者（40才以上65才未満） 要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病（初老期における認知症等の16疾病）に該当しない場合は、要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。</p> <p>③公的介護保険制度の被保険者以外（40才未満） 要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態</p>		

契約概要のご説明（団体総合生活補償保険（MS&AD型））

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者（補償の対象者）が事故によりケガをされた場合（傷害補償特約等をセットした場合）や病気になられた場合（疾病補償特約等をセットした場合）等に保険金をお支払します。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。特約をセットすることで、携行品損害、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○：被保険者の対象 -：被保険者の対象外)		
	本人 ^(*)	配偶者	その他親族
本人型	○	-	-

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約 介護一時金支払特約 本人介護	本人 ^(*) のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で生後15日以上満89才以下の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約	
日常生活賠償特約 受託物賠償責任補償特約	(a)本人 ^(*) (b)本人 ^(*) の配偶者 (c)同居の親族（本人 ^(*) またはその配偶者と同居の、本人 ^(*) またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族） (d)別居の未婚の子（本人 ^(*) またはその配偶者と別居の、本人 ^(*) またはその配偶者の未婚の子） (e)(a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方 ^(*) 。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）	本人 ^(*)
親介護一時金支払特約 親介護	本人 ^(*) の親（姻族を含みます。2名までを限度とします。）のうち、加入申込票の特約被保険者欄に記載された次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で満20才以上89才以下の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方

(*) 1 加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

(*) 2 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

(注) 同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合は本別冊1ページ～10ページのとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

① 保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金のお支払額

本別冊1ページ～10ページをご参照ください。

② 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

本別冊1ページ～10ページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されています。

(3) セットできる主な特約およびその概要

本別冊1ページ～10ページをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレット本紙5ページ～10ページの保険金額欄および普通保険約款・特約等にてご確認ください。

・保険金額は被保険者（補償の対象者）の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おください。

・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

2. 保険料

保険料は保険金額・被保険者（補償の対象者）の方の年齢・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、パンフレット本紙5ページ～10ページ、13ページおよび加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

パンフレット本紙の表紙をご参照ください。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明（団体総合生活補償保険（MS&AD型））

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は住友電気工業株式会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務等

（1）告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

- 被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①他の保険契約等（*）に関する情報
 - （*）同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。
 - また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
- ②被保険者の「生年月日」「年令」（病気を補償する契約に限ります。）
- ③被保険者の健康に関する告知（病気を補償する契約に限ります。）
 - （注）告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

（2）その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等（*）で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。
- （*）「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。
- 保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 （注）傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

- 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約（*）の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約（*）を解約しなければなりません。

- ①この保険契約（*）の被保険者となることについて、同意していなかったとき
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき
 - ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約（*）の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき
 - ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約（*）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき
- また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。
- （*）保険契約
その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

（注）複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
①	団体総合生活補償保険（MS&AD型） 日常生活賠償特約	自動車保険 日常生活賠償特約
②	団体総合生活補償保険（MS&AD型） ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 （団体総合生活補償保険用）	ゴルファー保険 ホールインワン・アルバトロス 費用補償特約

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレット本紙表紙記載の方法により払込みください。パンフレット本紙表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等

（1）保険金をお支払いしない主な場合

本別冊1ページ～10ページをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

（2）重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1) 保険料は、パンフレット本紙表紙記載の方法により払込みください。パンフレット本紙表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
- (2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする場合は発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効（または終了）したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

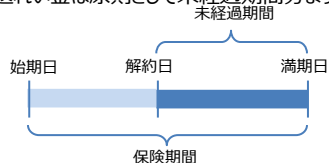
6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退（解約）される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- ・脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。



- ・始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきますことがあります。

8. 保険会社破綻時等の取扱い

本別冊 1 4 ページをご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

本別冊 1 5 ページをご参照ください。

10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

- ① 多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短時間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ② 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2) 新たな保険契約（団体総合生活補償保険（MS&A型））をお申込みされる場合のご注意事項

- ① 新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。
- ② 新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始時より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- ③ 新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ④ 新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】 **住友電設株式会社**
(大阪) TEL: 06-6537-3840
(名古屋) TEL: 052-459-1625
(東京) TEL: 03-3454-7339

三井住友海上へのご相談・苦情・お問合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」 **0120-632-277** (無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」
<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

こちらからアクセスできます。



万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」
0120-258-189 (無料)
事故はいち早く

事故の連絡は、インターネット事故受付が簡単・便利です。
「インターネット事故受付サービス」は、こちらから



指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADR センター

【ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）】**0570-022-808**

・受付時間 [平日 9:15~17:00

(土日・祝日および年末年始を除きます)]

・携帯電話からも利用できます。

I P 電話からは03-4332-5241におかけください。

・おかけ間違いにご注意ください。

・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

加入に関する重要な説明です。必ずお読みください。

ご注意いただきたいこと

- この保険は住友電気工業株式会社が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- 保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡
保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手續につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- 保険金支払いの履行期
引受保険会社は、保険金請求に必要な書類（*1）をご提出いただいたからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認（*2）を終えて保険金をお支払いします。（*3）
 - （*1） 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。
 - （*2） 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
 - （*3） 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。
- 保険金のご請求時にご提出いただく書類
被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
【ご提出いただく書類】以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの
 - ・引受保険会社所定の保険金請求書 ・引受保険会社所定の同意書 ・事故原因・損害状況に関する資料 ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、健康保険証（写）等） ・引受保険会社所定の診断書 ・診療状況申告書
 - ・公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書 ・死亡診断書 ・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
 - ・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。
- 法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。
＜示談交渉サービス＞
日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。
＜示談交渉を行うことができない主な場合＞
 - 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
 - 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
 - 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
 - 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- 代理請求人について
高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者（*）等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求することがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**
 - （注）①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者（*）」
 - ② 上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
 - ③ 上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者（*）」または「上記②以外の3親等内の親族」
 - （*） 法律上の配偶者に限ります。
- この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
（例：著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合等）
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- 柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
- 傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。
- 傷害死亡保険金以外の保険金は、普通保険約款・特約に定めております。
- ＜経営破綻した場合等の保険契約者の保護について＞
 - ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
 - ・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。
【病気の補償】保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。
【ケガの補償】保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
【上記以外の補償】保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。

- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。

損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

<税法上の取扱い> (2023年7月現在)

- 払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。

(注1) 傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。特に、「ケガのみコース」のセットの場合、保険料控除の対象となる保険料はありませんので、ご注意ください。

(注2) なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

- 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。
- この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

- ① 引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例
損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
- ② 提携先等の商品・サービスのご案内の例
自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

○ 契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等間で、登録または交換を実施することがあります。

○ 再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

「病気・ケガ安心コース」「医療補償充実プラン」「親介護補償プラン」「病気安心コース(継続のみ)」にご加入の場合

団体総合生活補償保険 (MS&AD型) 健康状況告知書ご記入のご案内 (必ずお読みください)

以下の注意点をお読みいただき、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

○継続加入の場合で、保険責任を加重(*)することなくご継続いただく場合には、あらかじめ健康に関する告知をいただく必要はありません。

(*) 保険金額の増額等、疾病にかかわる補償を拡大することをいいます。

1. 健康に関する告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者(補償の対象者)または団体構成員ご自身が、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。

(注) 告知時における年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれかの方がご回答ください。

特約の名称	特約固有の取扱い
親介護一時金支払特約 親介護	<ul style="list-style-type: none"> 基本補償部分の被保険者(子)が特約被保険者(親)を代理してご回答(ご記入・ご署名)ください。告知にあたっては、特約被保険者(親)について、ご存知の内容に基づきご回答いただくのではなく、このご案内および「健康状況告知書質問事項」を特約被保険者(親)にご説明のうえ、質問事項に対するご回答をご記入ください。 特約被保険者への確認方法についても「確認方法」欄にご記入ください。

2. 正しく告知されなかった場合のお取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3. 書面によるご回答のお願い

- ・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- ・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

4. 健康に関する告知が必要な方

- ・「疾病補償」または「本人介護補償」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。
- ・健康に関する告知をされる方におかれましては、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答いただきますようお願いいたします。ご回答いただく質問事項は以下のとおりです。

ご加入後の補償内容 (○:あり, ×:なし)		回答が必要な質問事項 (○:回答要, ×:回答不要)		
疾病補償	本人介護補償	質問1	質問2	質問3
○	○	○	○	○
○	×	○	○	×
×	×	健康に関する告知は不要です		

- ・「親介護補償」に新たにお申込みいただく方、補償内容を拡大するご加入内容のご変更を行う方は、別途「親介護一時金・休業専用」の告知をいただく必要があります。
- ・「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、以下の疾病に関する補償にはご加入いただけません。

項目名	特約の名称
疾病補償	疾病補償特約
	先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約
本人介護補償	介護一時金支払特約 本人介護
親介護補償	親介護一時金支払特約 親介護

5. 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明(注意喚起情報)をご覧ください。

現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にご回答いただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入いただけないことがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

6. 保険期間の開始前の発病等のお取扱い

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に発病した病気(*2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日(*3)からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に被ったケガまたは発病した病気(*2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療、拡大治験または患者申出療養を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
介護一時金支払特約 本人介護	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に要介護状態の原因となった事由が発生していた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。
親介護一時金支払特約 親介護	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

(*1) 新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、同一の保険金を補償するセットを継続加入される場合は、「継続加入してきた最初のその保険金を補償するセットのご加入時」をいいます。

(*2) その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

(*3) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

7. その他ご留意いただく点

- ・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
- ・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのままご継続いただけない場合があります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

・継続加入していただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されている場合があります。現在ご加入いただいているご契約の加入者証や、加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群(*)については、保険金をお支払いしません。この条件の各特約における取扱いは、次のとおりです。

(*) お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	ご継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。 なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。 あらためて告知される場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。
先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約	<告知の結果、お引受けできる場合> 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。
介護一時金支払特約 本人介護	加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名(カナ)が表示されている場合は、以下のとおりご記入ください。 なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することができます。 <告知の結果、お引受けできない場合> ご加入をご継続いただくことができません。
親介護一時金支払特約 親介護	特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入いただくことはできませんので、説明すべき事項はありません。

【保険金をお支払いしない条件を削除する場合の記入方法】

加入申込票の疾病コード、疾病・症状名(カナ)を二重線で削除し、訂正署名いただいたうえで、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答ください。

※インターネットでお手続きいただく場合、「質問」の回答がすべて「いいえ」の場合、「疾病コード、疾病・症状欄」が自動的にクリアされます。

- ・各疾病コードに属する疾病・症状は、引受保険会社のホームページに記載されている「疾病・症状一覧表」をご確認ください。右記からアクセスいただけます。

ご確認いただけない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。



※ 最終頁裏面の質問事項に正確にご回答ください。

質問①	質問②	質問③	特定疾病対象外欄	
LKA はい (3)	LKH はい (3)	LTA はい (3)	506 疾病コード	電工 太郎
いいえ (0)	いいえ (0)	いいえ (0)	507 疾病・症状名(カタカナ)	
			→パンククショウ	電工 太郎
告知者ご署名欄			お引受け可否は最終頁裏面を参照ください	
LW9 (告知日) 令和 R 5 年 10 月 1 日			告知者ご署名	
			電工 太郎	

(注) をご確認のうえ、必ず被保険者ご本人がフルネームでご署名ください。告知時における被保険者の年齢が満15才未満の場合は、親権者のうちいずれの方が署名してください。

ご 加 入 内 容 確 認 事 項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

- ・保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）
- ・保険金額（ご契約金額）
- ・保険期間（保険のご契約期間）
- ・保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがなにご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要項目です。

内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

① 皆さまがご確認ください。

- ・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
「年令」欄は保険始期日時点での満年齢をご記入ください。
*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。
または、事前に打ち出している内容に誤りがなにご確認いただきましたか？
- ・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？
*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

② 以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

- ◆「健康状況告知をしていただく契約のタイプ（「病気・ケガ安心コース」「医療補償充実プラン」「親介護補償プラン」「病気安心コース（継続のみ）」）をお申込みの場合のみ」をご確認ください。
被保険者（補償の対象となる方）の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか？

3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- ・この保険制度に新規加入される場合
- ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更 など）
- ・既にご加入されているがご継続されない場合

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。団体総合生活補償保険などにご加入のお客さまとその同居のご家族の方の専用サービスです

*メンタルヘルス相談は病気・ケガ安心コース、病気安心コース（継続のみ）（精神障害補償の有無は問いません）加入者ご本人のみが利用いただけます。詳しくは、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

健康・医療



◆メンタルヘルス相談
平日 9:00～21:00
土曜日 10:00～18:00
■上記以外
年中無休24時間対応

■健康・医療相談

日常の健康・医療に関するご相談や、薬剤全般に関するご相談に看護師などの専門職がお応えします。また、ご相談内容やご希望に応じて医師相談（一部予約制）がご利用いただけます。

■メンタルヘルス相談

＜病気・ケガ安心コース、病気安心コース（継続のみ）加入者限定＞

メンタルヘルスに関するご相談に臨床心理士等の専門家が電話や対面でお応えします。

*対面によるご相談は予約制で、1回50分以内、1人につき年間5回までとなります。

■診断サポートサービス

（各種人間ドック・PET検査機関紹介、健康チェックサービス）

提携機関をご紹介します。

また、ご自宅で気軽にできる健康チェックを割引料金でご紹介します。

■三大疾病セカンドオピニオン情報提供

「三大疾病（がん、心疾患、脳血管疾患）」診断後の、セカンドオピニオンに関する情報提供やご相談にお応えします。

*セカンドオピニオンとは「主治医以外の医師の意見」をいいます。

■医療機関総合情報提供

地域の医療機関情報や救急医療機関、各科の専門医などの情報をご提供します。

■女性医師情報提供、女性医師相談

女性医師情報をご提供（産科・婦人科に加え、内科、皮膚科、肛門科など幅広く対応）する女性専用のサービスです。

また、健康に関するご相談に女性看護師または女性医師（一部予約制）が対応します。

介護



年中無休24時間対応

■介護に関する情報提供

老後の備えとして介護は最大の関心事です。介護保険の仕組みに関することや介護状態になった場合の介護方法などのご相談にお応えします。

■介護に関する悩み相談

介護を担う人の悩みは多様です。日常の介護の悩みなど幅広いご相談にお応えします。

＜専任の相談員がお応えします＞

■公的介護保険で利用できるサービス等に関する相談

公的介護保険で利用できるサービスや介護サービス提供事業者に関し、情報提供やご相談にお応えします。

認知症・ 行方不明時の 対応相談

年中無休24時間対応

■認知症に関する情報提供と悩み相談

社会の高齢化により増加する認知症に対する疑問にお応えします。専門医療機関の情報提供や精神的負担が大きい認知症の日常介護についてアドバイスします。

＜専任の相談員がお応えします＞

■認知症の方の行方不明時の対応に関する相談

認知症の方などが行方不明になってしまった場合の対応や発見後のケア方法に関するご相談にお応えします。また、地域包括支援センターなどを紹介します。

暮らしの相談



平日 14:00～17:00

■暮らしのトラブル相談（法律相談）

個人の日常生活上のトラブルに関するご相談にお応えします。弁護士相談は予約制となります。

■暮らしの税務相談

個人の日常生活上の税務相談にお応えします。税理士相談は予約制となります。

お客さまの行っている事業についてのご相談や、既に弁護士に対応を依頼している案件、訴訟となっている案件についてのご相談は対象となりません。また、引受保険会社の保険に関連するご相談は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

情報提供・ 紹介サービス

平日 10:00～17:00

■子育て相談（12才以下）

妊娠中から小学校卒業までの子育ての悩みや不安に、専任の相談員がお応えします。

■暮らしの情報提供

冠婚葬祭についてのご質問、ボランティア情報

■安心な暮らしをサポートする事業者の紹介

- 福祉機器および介護用品のレンタル・販売
- 緊急通報サービス
- ベビーシッター



健康・介護ステーション

インターネットにて健康・医療、介護に関する情報をご提供します。
URL: https://www.ms-ins.com/kenko_kaigo/

サービス受付電話番号

サービス受付の電話番号（通話料無料）は、ご加入後にお届けする加入者証や案内状の案内などをご覧ください。

*平日とは、土・日・祝日・年末年始を除いた月～金をいいます。

*お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。

*本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。

*本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【代理店・扱者】住友電設株式会社 保険部 e-mail: hoken.osaka@sem.co.jp

(大 阪) 〒550-8550 大阪市西区阿波座2-1-4

TEL : 06-6537-3840 FAX : 06-6537-3849 スターネット : 8-951-50-4450

(名古屋) TEL : 052-459-1625 FAX : 052-459-1620 スターネット : 8-951-50-4478

(東 京) TEL : 03-3454-7339 FAX : 03-3454-7522 スターネット : 8-951-50-6406

【引受保険会社】三井住友海上火災保険株式会社 関西企業営業第二部第三課